不利益処分の処分基準

処分の内容		道路予定区域における道路占有料の徴収
根拠法令及び条項		道路法第９１条第２項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処分基準	関係条項	道路法第３９条第１項
	基準 （未設定の場合はその理由）	【根拠条文】 (道路予定区域) 第九十一条　[略] ２　道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の十一、第四十八条、第四十八条の四十五(第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二(第二項を除く。)、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。 【関係条文】 第三十九条　道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 ２　前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。 【基準】 根拠条文及び新座市道路占用料徴収条例による。 新座市道路占用料徴収条例 第 2 条　法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝整備法」という。)第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により道路の占用の許可を受けた者及び法第 35 条又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により道路を占用する者(以下「道路占用者」と総称する。)は、この条例の定めるところにより市に占用料を納入しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）